

原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、総務省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制庁

1 原子力発電所の再稼働に係る権限と責任、手続き等の法制化

- 原子力発電所の再稼働に係る 国及び地方公共団体の権限や責任、同意を求める地方公共団体の範囲、具体的な手続き等を定めた法律を制定していただきたい。
- 原子力発電所の再稼働に当たっては、規制基準に従い、国においてしっかり 責任を持って安全性を確認するとともに、運転期間が 40 年を超える原子力発電所の再稼働に当たっては、より慎重な対応を行い、審査結果も含め、必要性と安全性について十分な説明をしていただきたい。

2 原子力災害時の避難道路の財源確保

- 原子力災害時の避難道路の整備について、「電源立地地域対策交付金」や「原子力発電施設等立地地域特別交付金」の活用など、国が責任を持って財源措置をしていただきたい。

3 原子力災害時の避難手段の確保

- 避難行動要支援者を搬送する 特殊車両の配備や避難退域時検査場の整備について、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により 予算を確保していただきたい。
- 広域避難におけるバス等の車両及びその運転員の確保、避難退域時検査の要員確保などの 府県間調整をしていただきたい。

4 大気中放射性物質の拡散計算の活用

- 緊急時における大気中放射性物質の拡散計算の活用について、地方公共団体へ早急に検討結果を示していただきたい。

5 屋内退避できない場合の対応方針の早期提示

- 多数の家屋が倒壊・損壊する地震と同時に原発の重大事故が発生した場合は、住民の屋内退避が困難となるため、公共施設や指定避難所等の更なる耐震改修等の財源措置を行っていただきたい。
- また、屋内にとどまれない場合を想定した退避方法について対応方針を示していただきたい。

6 「高浜地域の緊急時対応」の見直し

- 高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合合同原子力防災訓練の検証を行い、「高浜地域の緊急時対応」の見直しにより実効性を高めていただきたい。

<内閣府の概算要求>

- ◎ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 188.6 億円 (28 年度予算額 122.6 億円)
原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策の強化に要する経費を交付

<総務省の概算要求>

- ◎ 緊急防災・減災事業債 予算編成過程で検討 (㊸地方債計画(10/20 改正) 6,000 億円)

<経済産業省の概算要求>

- ◎ 電源立地地域対策交付金 835.7 億円 (28 年度予算額 868.9 億円)
発電用施設等が立地する地方公共団体に対し、出力、発電電力量等によって算出される交付限度額内で交付
- ◎ 原子力発電施設等立地地域特別交付金 82.4 億円 (28 年度予算額 100.0 億円)
原子力発電施設等の設置が行われている都道府県又は市町村に対し、地域振興に寄与するための事業に交付

【現状・課題等】

1 原子力発電所の再稼働に係る権限や責任、手続き等の法制化

原子力発電所の再稼働において、同意を求める地方公共団体の範囲等については法律の根拠がないまま、関西電力高浜発電所再稼働のプロセスから京都府が除外され、平成 28 年 1 月に高浜発電所 3 号機が再稼働した。

原子力発電所の運転期間は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により 40 年間とされており、この期間については 1 回に限り 20 年を超えない期間延長することは可能であるが、延長はあくまで例外的な措置であり、原則 40 年で廃炉にすべきである。延長認可を行う場合には、国が責任を持って説明を行うべき。

2 原子力災害時の避難道路の財源確保

電源立地地域対策交付金のうち原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、隣接市である舞鶴市及び綾部市が交付対象であるが、その他の U P Z 市町についても、避難対策の財源として対象とする必要がある。また、道路整備等を事業対象とする原子力発電施設等立地地域特別交付金は、原発立地自治体のみが交付対象であるが、福井県にある高浜発電所から京都府域まで最短で約 2.8 km であり、原子力災害時には福井県の住民と同様の避難行動を行う必要がある。

3 緊急時の避難手段の確保

京都府外の原子力災害時における広域避難先については、平成 26 年 3 月の関西広域連合「広域避難ガイドライン」で、府内の広域避難先については平成 27 年 2 月策定の「原子力災害に係る広域避難要領」で避難所レベルの避難先を確保しているが、移送手段については府バス協会所属のバスだけでは不足している。また、避難行動要支援者を移送する特殊な車両（ストレッチャー仕様の車両、医療装置付き車両）については、特に不足している。

4 大気中放射性物質の拡散計算の活用

大気中放射性物質の拡散計算は、迅速な避難が困難な高齢者や障害者など避難行動要支援者の早期の避難準備に有効であり、「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成 28 年 3 月原子力関係閣僚会議決定）においても、「国は、自治体の要請に応じて、専門的・技術的観点から支援する」とされている。この決定を受け、関係府省では分科会を設置し、拡散計算も含めた情報提供の在り方を検討するとされているが、この検討結果を早期に示す必要がある。

5 屋内退避できない場合の対応方針の早期提示

原子力災害対策指針においては、屋内退避が基本的な防護措置とされているが、4 月の熊本地震では、震度 7 を 2 回記録するなど多くの家屋が倒壊した。このような大規模地震と原子力発電所の重大事故が同時に起こった場合、屋内退避ができないため、早急に対応方針を示す必要がある。

6 「高浜地域の緊急時対応」の見直し

◎ 高浜地域における内閣府・3 府県及び関西広域連合合同原子力防災訓練の検証

8 月 27 日に、初めて高浜地域において合同の原子力防災訓練を行ったが、避難計画の実効性向上のため、訓練での課題を検証し、その結果を避難計画に反映させる必要がある。

【京都府の担当課】

府民生活部 原子力防災課 075-414-5614